

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 105-0011

住所 とうきょうとみなとくしぱこうえん 東京都港区芝公園3-5-8 きかいしんこうかいかん 機械振興会館3階

氏名 でんししょうとりひきすいしんきょうぎかい 電子商取引推進協議会 たけだはら しょうじ 所長 竹田原 昇司

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

<別紙>

電子商取引推進協議会（ECOM）は、電子タグを利用した個品のトレーサビリティ・システムの実現が、広義の「安心」という社会ニーズに応えるとともに、「効率」による企業の経営改革・業務改革に貢献するとの認識から、電子タグ利活用によるトレーサビリティの市場定着を目指して、各種活動を展開している。

そのような立場から、今般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」に関しては、以下のような問題点があると考えるので反対します。

(1) 電子タグの利活用は、わが国政府が推進している「e-Japan 戦略」においても今後育成、支援すべき重要な分野と位置付けられているものであり、政府の指導の下、産業界においても関連機器のコスト削減に最大限努力しており、また消費者の参加も得ながら各種の実証実験が行なわれているところでもある。このように、わが国経済・国民の利便性のために今後伸ばすべき分野とされたものに対して新たに電波利用料を課金することは、「e-Japan 戦略」の基本方針に反するとともに、今後、電子タグ利活用の発展普及の阻害要因になる。

(2) 電子タグは国際的にも注目され、ISOでの標準化作業が進み、米欧、アジア諸国で電波の割り当ての検討がなされている。米欧等の諸外国においては、免許不要局からは電波利用料を徴収せず産業界での技術革新を促進し、自由な活動による国際競争が展開されており、この面での国際整合性が極めて重要である。すなわち、我が国においてのみ、電子タグのリーダー・ライターに電波利用料を課金することは、我が国関連産業の国際競争力が低下し、政府が提唱しているユビキタスネット社会の実現の阻害要因になるおそれがある。

また、仮に徴収の議論になれば、輸入端末などへの課金の可否などの問題も発生する。

以上